

広島県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成三十一年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
三原市高坂町真良二二四一番七地先から 三原市高坂町真良二二四四番一地先まで	新 二二・五〇〇 三八・〇〇〇	旧 四・五〇〇 五〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	拡幅
三原市高坂町真良二二四四番一地先から 三原市高坂町真良二二五一番一地先まで	新 四・五〇〇 五〇〇	旧 四・五〇〇 五〇〇	一三五・〇〇	一三五・〇〇	ダブルウェイ
三原市高坂町真良二二五一番一地先から 三原市高坂町真良字半迫谷一四番一地先まで	新 一五・〇〇〇 五六・五〇〇	旧 五・〇〇〇 七〇〇	四七九・〇〇	四七九・〇〇	拡幅